

「無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結を希望する企業を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により申請書を作成し提出をお願いします。

申請書を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、業務発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成30年1月23日

国土交通省関東地方整備局

甲府河川国道事務所長

尾 松 智

記

1. 協定の目的

本協定は、甲府河川国道事務所が管理する河川及び道路施設等に災害等が発生した場合に、無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

2. 活動内容

(1) 協定書（案） 別冊のとおり

(2) 活動の実施範囲 甲府河川国道事務所管内【別紙－1参照】

（活動の実施範囲は甲府河川国道事務所管内全域とするが、災害等発生時には、協定締結者の中から、発生箇所等を考慮して要請する。）

(3) 本協定で想定している活動の内容は、上記（2）の活動の実施範囲における無人航空機を活用した被災状況調査（撮影等）とする。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる①又は②のいずれかの資格を有している者であること。

①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始

の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

②平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 山梨県内又は静岡県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(4) 申請書類の提出期限の日から10.に示す協定締結者への通知の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)①の再認定を受けた者を除く。）（競争参加資格に関する公示に基づき(2)②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(7) 山梨県内又は静岡県内に自社で無人航空機を1台以上所有し、災害現場において被災状況調査等のための撮影等が行える者であること。

また、GPS等による位置の安定機能を使用することなく、安定した離着陸、空中操作が可能な者であること。

なお、撮影能力は静止画と動画撮影の両方を満足すること。

(8) 所有している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることを証明したものであること。

(9) 航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可または、同法第132条の2ただし書の規定による承認を受けられることができる者であること。

4. 協定期間

協定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

5. 申請書類

協定参加資格確認申請書 様式-1 ~ 様式-7

6. 協定締結者の決定方法

(1) 協定の締結は、3.に掲げる応募資格を満たしている者で行う。

さらに、応募者については以下により選定する。

(2) 本協定における選定、非選定の結果については、書面により通知する。

(3) 技術審査における審査事項及び選定の着目点は以下(表-1)のとおりとする。

表-1 協定締結者を選定するための判断基準

項目	着眼点		
	判断基準		
応募者の資格要件等	資格要件	<p>「測量」、「建設コンサルタント」又は「役務の提供等」の登録がある機関。 なお、上記以外は選定しない。</p>	
	地理的条件	<p>(様式-2) 山梨県内又は静岡県内に本店、支店又は営業所を有すること。 なお、上記以外は選定しない。</p>	
	許可可否	<p>(様式-3-1) 航空法に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」を受けられる者。 ① 様式の提出により許可又は承認を受けられる事が確認できる。 なお、上記以外は選定しない。</p>	
	資機材の性能等	<p>(様式-3-2) 無人航空機の所有(山梨県内又は静岡県内に自社で1台以上所有)状況及び機器の性能を確認できる書面。 ① 様式の提出により機材の所有、性能を確認できる。 ※複数台所有している場合には、全て記入すること。 なお、上記以外は選定しない。</p>	
		許容風速	<p>①5m/s以上 なお、上記以外は選定しない。</p>
飛行時間		<p>①10分以上 なお、上記以外は選定しない。</p>	
	撮影	<p>静止画及び動画撮影が可能なこと。</p>	

			成 果	ただし、静止画は1200万画素以上、 動画はFHD（1920×1080以上）動 画撮影に対応していること なお、上記以外は選定しない。
			電 波 法 適 合	使用する機材の電波法適合状況 ①総務省令で指定されている「技適マ ーク」の適合を受けている。 なお、上記以外は選定しない。
応 募 者 の 体 制 等	実 施 体 制 等	(様式－4) 技術者等の体制が確認できる書面。 ① 様式の提出により技術者等の体制が確認できる。 なお、上記以外は選定しない。		
		(様式－5) 無人航空機を飛行させる者について。 ① 様式の提出により技術者の能力が確認できる。 なお、上記以外は選定しない。		
	メ ン テ ナ ン ス 体 制	(様式－6) 無人航空機のメンテナンス体制の確保や、点検状況が適切に行われ ている。 ① 様式の提出によりメンテナンスの体制が確認できる。 なお、上記以外は選定しない。		

7. 申請書類の作成等

(1) 申請書類の作成

申請書の作成については、以下のとおりとする。

- ①協定参加資格確認申請書【様式－1】
- ②山梨県内又は静岡県内に本店、支店又は営業所の所在地が確認できる資料【様式－2】
- ③航空法第132条または132条の2に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」を受ける事が確認できる資料【様式－3－1】
無人航空機の所有状況、機器の性能が確認できる資料及び撮影能力が確認できる資料【様式－3－2】
- ④活動の実施体制が確認できる資料【様式－4】

⑤「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」

【様式－５】

⑥所有している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料【様式－６】

⑦一般競争参加資格認定通知書の写し

⑧協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト【様式－７】

(２) その他

①申請書類は、甲府河川国道河川事務所ホームページよりダウンロードすること。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>」

②申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書は、返却しない。

④提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、その事実が協定締結後に発覚した場合には、協定締結日にさかのぼって協定締結を無効とする。

8. 申請書類の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効）、若しくは電子メールによるものとする。（電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認すること。）

(１) 受付期間

平成30年1月23日（火）から平成30年2月6日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

(２) 受付場所

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1

国土交通省関東地方整備局

甲府河川国道事務所 防災課【担当：水間（ミズマ）】

TEL 055-251-0411（防災課直通）

FAX 055-253-5340

電子メール mizuma-h8310@mlit.go.jp

(３) 提出部数

1部（A4サイズ）、袋とじ、割印とする。

(４) 提出資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の記載例：1/n～n/n）

(５) 提出資料はオリジナルデータと合わせて電子媒体（CD）又は電子メールで提出すること。提出資料は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込みPDFファイル化（容

量が10MB以内（電子メールは5MB以内）とすること。

なお、圧縮することにより10MB（電子メールは5MB）に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

様式－1～様式－7のオリジナルデータは、配布資料と同一のファイル形式で提出すること。

9. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問は、以下のとおりとする。

（1）提出方法

電子メール又はFAXとする。

（2）受付期間

平成30年1月23日（火）から平成30年1月30日（火）まで

（3）提出場所

上記8.（2）に同じ

（4）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり行う。

①回答

回答を作成後、平成30年2月2日（金）

②掲載場所

甲府河川国道事務所ホームページに必要に応じて掲載する。

（回答作成後、ホームページに掲載するため、上記回答日より早く掲載する場合もあり。）

10. 協定締結者の通知

「無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定」の協定締結者として選定したものについての通知は、申請者へ書面により甲府河川国道事務所長より通知する。

なお、通知は平成30年3月2日（金）を発送予定としている。

11. 非選定理由に関する事項

（1）申請書を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により甲府河川国道事務所長から通知する。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日という。」）を含まない。）以内に書面により、甲府河川国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

（3）（2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

- ・ 受付窓口：関東地方整備局 甲府河川国道事務所 防災課（担当：水間）
〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1
TEL 055-251-0411（防災課直通）
 - ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から17時15分まで。
- (4)(2)の書面は持参、郵送又はFAXによるものとする。
- (5)(2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

12. その他

本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるが、無人航空機の航行の安全や、地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

なお、航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたるものとし、乙の操作技能等向上のために、試験撮影飛行や慣熟撮影飛行等を行う際には、甲が管理する河川区域（未占用の高水敷等）を利用できるよう、甲は配慮するものとする。

